



凍結更新 及び 廃棄申請書

神田ウイメンズクリニック 院長殿

西暦 20 年 月 日 期限の（ 胚・精子・卵子 ）について下記の申請を致します。

- 1) 更新 2) 破棄 3) 一部破棄（ご来院頂いてのお手続きが必要となります。）

西暦 20 年 月 日

フリガナ
診察券番号： _____ (ご本人) 氏名： _____

フリガナ
診察券番号： _____ (配偶者) 氏名： _____

*代筆不可

住所：〒 _____

電話番号（携帯番号等連絡のつきやすい番号）： _____

*この枠内は当院記入欄です。

【注意点】

- ・延長保存を希望もしくは希望されない場合でも必ず期日までにお手続きが必要です。
- ・保存期限は、凍結開始の際にお渡しする胚（受精卵）・精子・卵子凍結保存の書類に明記しております。
- ・万が一、期日までに延長希望の御連絡・意思表示がない場合には、延長希望のないものとして保存を中止し、廃棄とさせていただきますのでご注意ください。
- ・保存期間の更新は1年ごとです。
- ・申請書は必ず直筆でご署名をお願い致します。
- ・凍結物ごと、また凍結物の保存期限ごとに更新が必要です。
- ・凍結保存更新料に日割り、月割りはございません。
- ・原則として期日を過ぎてからのお手続きはお受け致しかねます。

【凍結保存終了について】

以下のいずれかに該当する場合、凍結胚・凍結精子・凍結卵子は廃棄となり以後の使用はできません。

1. 離婚された場合やご夫婦のどちらかが死亡された場合、または行方不明となった場合
※ 上記の場合には、速やかに当院まで申し出てください。
2. 患者様の生殖年齢（50歳）を超えた場合
3. 妊娠により患者様の生命に危険が及ぶと予想される場合
4. 患者様の希望により凍結胚・凍結精子・凍結卵子を廃棄する場合
5. 凍結延長の手続きがされていない場合

【更新及び破棄の手続きについて】

- ・当院HPより申請書をダウンロードして下さい。
- ・お手続き及びお支払いは、ご来院もしくは郵送（現金書留）となります。
- ・更新/破棄を○で囲み、必要事項のご記入をお願い致します。郵送によるお手続きご希望の場合、下記を同封の上、現金書留郵便にてご郵送ください。なお、一部破棄の場合には、内容の確認がございますので、必ずご来院頂いた上でのお手続きとなります。

申請書（署名済のもの）

※ ご郵送前に患者さま控えをお取りいただき、保管してください。

更新料（破棄の場合は不要です）

【更新料・税込み】

※凍結胚・凍結精子・凍結卵子の保存期限ごとに更新が必要です。

- ・胚凍結更新料 （1年毎）¥55,000（税込）
- ・精子凍結更新料 （1年毎）¥11,000（税込）
- ・卵子凍結更新料 （1年毎）¥22,000/本（税込）

【送付先】 〒101-0044 東京都千代田区鍛冶町2-8-6メディカルプライム神田6F
神田ウイメンズクリニック 更新申請 宛

※申請書のみご送付頂いてもお手続きは出来ません。必ず更新料と一緒にご返送ください。